

## 第7章 運営・体制の整備

### 1 基本方針

本計画は、本特別天然記念物を保存し、活用するための基本的内容を定めたものです。今後、関係機関が連携して、本特別天然記念物の保存管理を行います。

### 2 運営体制

本特別天然記念物を保存管理する主体として、「特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会（仮）」（以下「協議会」といいます。）を設置します（図7-1）。この協議会は、事務局を松本市教育委員会に置き、管理団体である本市や関係行政機関と協力、連携します。また、本特別天然記念物の保存及び活用と密接に関係する白骨温泉まちづくり委員会とも緊密に連携、協働するとともに、周辺地域（乗鞍、沢渡、上高地、奈川）とも白骨温泉まちづくり委員会を通じて連携します。更に加えて、本市内の地学的な文化財である上高地や四賀等とも連携を図り、本市が一体となった文化財の保存・活用を図ります。

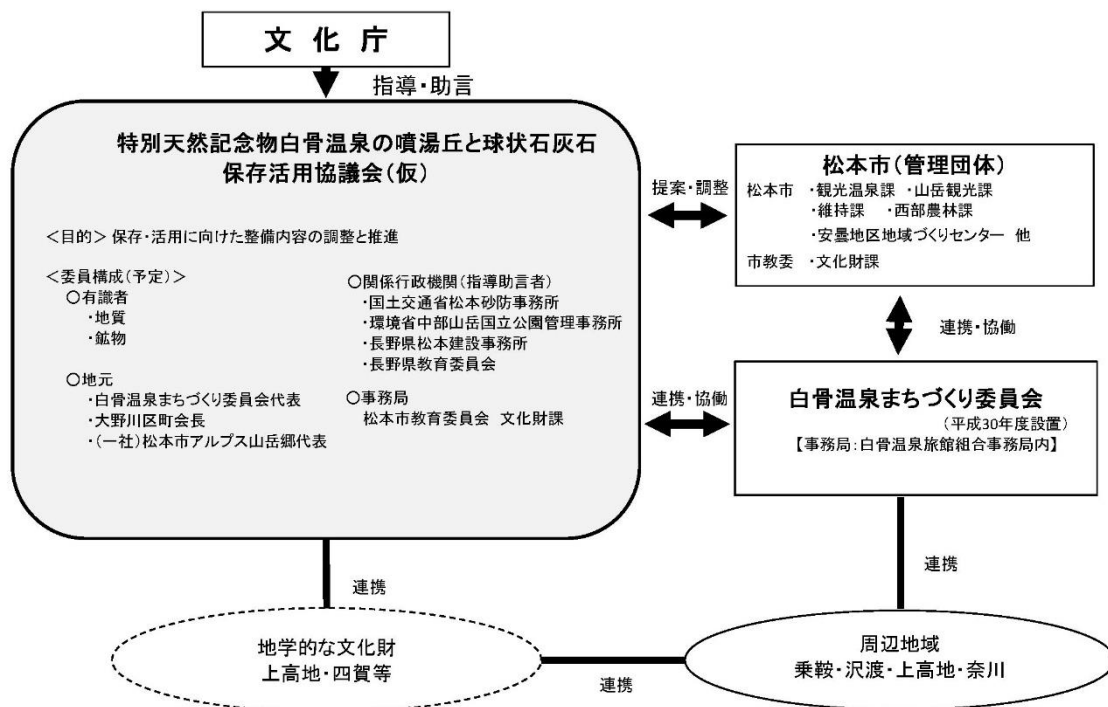


図7-1 運営体制